

## 指定申請にあたっての注意事項及び受付スケジュール

介護保険居宅サービス事業者等の指定を受けるには、次の手続き等により、介護保険法に基づく指定申請を行っていただく必要があります。

### 1. 指定申請の受付スケジュール等

#### (1) 申請書類の受付期間について

申請受付は、事業開始日の前々月の20日から事業開始日の前月の10日（土・日・祝日及び12月29日～1月3日を除く）までです。

なお、提出書類等は、「指定申請に必要な書類と作成方法」を参照してください。

※申請受付開始日が土・日・祝の場合は、翌開庁日が受付開始日となり、申請受付締切日が土・日・祝の場合は直前の開庁日が受付締切日となります。

例：7月20日（土）から8月10日（土）の場合は、7月22日（月）から8月9日（金）までが受付期間となります。

※事業開始日に事業の開始を希望する場合は、申請受付（受理）締切日までに、申請書類の補正等が完了し、受理される必要があります。（書類等に不備があり、その補正が完了しないものについては受理できません。）

締切日までに受理できない場合は、翌月以降の指定になりますので、ご注意ください。

※指定申請には、柏原市手数料条例（昭和32年条例第23号）に基づく手数料が必要です。詳細は、以下の福祉指導監査課の「介護保険指定居宅サービス事業者等の指定・更新に係る手数料の徴収について」のページをご確認ください。

URL:<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2017080400024/>

### 【お願い】

- 申請にあたっては、電話等で予約の上、来庁してください。予約なしで来庁された場合は、申請受付ができませんのでご注意ください。また、郵送による申請が可能な場合がありますので、ご希望の事業者におかれましては、事前にお問い合わせください。

#### 【指定申請予約及び問い合わせ先】

柏原市福祉こども部福祉指導監査課

電話 072-971-5202（直通）

- 申請受付（受理）締切日直前は、書類補正等の関係上混み合うことが予想されますので、早めの申請をお願いします。基本的には、申請受付期間の前半は申請受付、後半は補正受付としておりますので、ご協力をお願いします。
- 上記日程は、都合により変更となることがあります。
- 通所介護、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護については、施設の新築・改修の前に事前協議を終了していることが必要です。事前協議のない指定申請は受理できません。

#### (2) 指定事業者の審査・決定

提出書類等の審査の結果、要件を満たすものについて指定事業者として決定し、市から指定書を交付します。なお、審査過程で書類の補正等の必要がある場合には、市から連絡しますので、その際は書類等の再提出をお願いします。補正が完了しないと指定されません。また、補正書類の提出が遅れると、指定日が翌月になることがありますので、予めご了承ください。

## (3) 指定時研修の受講について

事業の開始にあたって、法令に沿った適切な事業運営を行っていただくための研修（指定時研修）を受講していただきます。事業所の管理者（やむを得ない場合は代理の方）が必ず出席してください。研修を欠席又は遅刻されますと、指定書を交付できない場合がありますので、ご注意ください。本研修は、指定日前月の20日前後に開催しますので、指定された日時の研修を受講してください。

※急病等のやむを得ない理由で指定時研修を受講できなくなった場合は、すみやかに市福祉指導監査課までご連絡ください。

## (4) 指定書の交付について

指定時研修終了後、指定書を交付します。

## 2. 指定申請にあたっての注意事項

## (1) 指定を受けるための要件

指定を受けるためには、次の条件を満たしてなければなりません。

## ① 法人であること。

定款の目的欄に指定申請の事業に関する記載があること。

## ○株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人の場合

（記載例）

居宅サービス（訪問介護、通所介護等）を行う場合

⇒ 介護保険法に基づく居宅サービス事業

介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防短期入所等）を行う場合

⇒ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

居宅介護支援を行う場合 ⇒ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

地域密着型サービスを行う場合

⇒ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業

地域密着型介護予防サービスを行う場合

⇒ 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業

以上の記載がない場合は、あらかじめ定款及び登記の変更手続きを完了させておいてください。

但し、既に当該法人の定款、法人登記に当該事業名、例えば通所介護の指定を受けると「介護保険法による通所介護事業」との記載があれば、定款及び登記の変更手続きは、必要ありません。

## ○医療法人、社会福祉法人等の所轄・監督官庁のある法人（特定非営利活動法人を除く。）の場合

定款への記載の文言や定款変更認可の手続きについて、必ず所轄・監督官庁に相談の上、指定申請までに手続きを完了させてください。

なお、登記の変更手続きについても併せて、指定申請までに手続きを完了させてください。

## ② 事業所従業員の知識及び技能並びに人員が、

○居宅サービス事業の場合は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年11月1日大阪府条例第115号）に定める基準及び員数を満たしていること。

○介護予防サービス事業の場合は、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年11月1日大阪府条例第116号）に定める基準及び員数を満たしていること。

○居宅介護支援事業の場合は、「柏原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に

- 関する基準等を定める条例」（平成30年3月27日柏原市条例第10号）に定める人員及び員数を満たしていること。
- 地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業の場合は、「柏原市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する基準を定める条例」（平成24年12月28日柏原市条例第25号）に定める人員及び員数を満たしていること。
- ③ 事業所の設備が、大阪府基準条例又は柏原市基準条例に定める基準を満たしていること。
- ④ 大阪府基準条例又は柏原市基準条例に定める運営に関する基準に従って適正な事業の運営ができること。
- ⑤ 居宅サービスと介護予防サービス又は地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスを同時に行う場合  
居宅サービス・地域密着型サービスと対をなす介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス（例：短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護）は同一事業所で同時に事業を実施することができます。この場合、居宅サービス・地域密着型サービスの人員基準、設備基準を満たしていれば、介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスの人員基準、設備基準を満たしたものとします。
- ⑥ 居宅サービスと介護予防サービス又は地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスの名称について  
柏原市で指定を受ける場合には、類似名称使用の混乱を避けるため、居宅サービス・地域密着型サービスと対をなす介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスでは、同一名称に統一して申請してください。
- ⑦ 事業所の名称について、既に他法人で指定を受け使用されている名称及び類似名称は、混乱を避けるためできる限り使用しないでください。事前に下記のアドレスから市内事業所一覧で確認をお願いします。

柏原市内介護保険サービス事業者一覧

[http://www.city.kashiwara.osaka.jp/\\_files/00007924/k\\_jigyosha\\_ichiran.pdf](http://www.city.kashiwara.osaka.jp/_files/00007924/k_jigyosha_ichiran.pdf)

柏原市内障害福祉サービス事業者一覧

[http://www.city.kashiwara.osaka.jp/\\_files/00004800/s\\_jigyosha\\_ichiran.pdf](http://www.city.kashiwara.osaka.jp/_files/00004800/s_jigyosha_ichiran.pdf)

柏原市内有料老人ホーム事業者一覧

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2014013100334/>

※指定は、原則としてサービスの種類及び事業を実施する所在地ごとに受けなければなりません。

## (2) 指定の有効期間

介護保険サービス事業者の指定有効期間は6年間となりますので、6年毎に指定の更新申請を行う必要があります。